

**1. 件名（情報）・題名**

国民健康保険料・介護保険料に係る賦課誤りについて

**2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）**

国民健康保険料・介護保険料の賦課について事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の方々から保険料を過大に徴収していたことが判明しました。

これは、保険料の額を変更する場合に、本来変更できない期間に変更を行ったものが一部あったもので、法令解釈を誤ったことが原因です。

平成12年度の保険料まで遡り調査したところ、過大に徴収したのは、国民健康保険料が59,672,881円・延べ1,052件で、介護保険料が3,431,498円・延べ298件。計63,104,379円・延べ1,350件でした。

詳細は、別紙「国民健康保険料・介護保険料に係る賦課誤りについて」をご覧ください。

**3. 過去・現在及び今後の展開**

過大に保険料を徴収した対象者の方々に対し、速やかに文書で本件についてお知らせし、お詫びと保険料の返還を行っていきます。返還の対象となる方は計1,275人となります。

また本件を受け、市長の給与の1割を削減するとともに、今後このようなことのないよう、再発防止と適切な事務執行の徹底に努めてまいります。

**4. 添付資料（要綱・名簿・写真等）**

別紙1 国民健康保険料・介護保険料に係る賦課誤りについて

別紙2 例

**5. 主催・共催社名****6. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）**

八千代市大和田新田 312-5 電話 047-483-1151（代表）

八千代市役所 国保年金課 課長 原 武司（内線 3 1 5 0）

長寿支援課 課長 立石 貴紀（内線 2 2 2 0）

令和 3 年 3 月 2 4 日

## 国民健康保険料・介護保険料に係る賦課誤りについて

国民健康保険料・介護保険料の賦課について事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の方々から保険料を過大に徴収していたことが判明しました。

## 1 誤りの内容について

年度の保険料額は、毎年 7 月に賦課決定され、被保険者の方々にお知らせしておりますが、その後「所得の修正」や「世帯における被保険者数の増減（転入転出や社会保険の加入脱退等）」などがあった場合は、随時、保険料の変更を行っています。

この保険料の変更は、年度を遡って行う場合もありますが、「当該年度における最初の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後はできない」と期限が定められています。

今回の事務処理誤りは、前々年度の保険料を変更する際に、この「2 年」の期限を過ぎて変更を行っていた保険料があったというものでした。

その一例は別紙 2 のとおりです。

この誤りは、昨年 5 月末の市民からの問合せを契機として改めて関係法令等を確認したところ、判明したものです。その後、保有している国民健康保険料・介護保険料の賦課情報（平成 1 2 年度保険料以降）を全件調査したところ、期限を過ぎて行っていた増額変更と、それにより徴収された保険料（延滞金を含みます）は以下のとおりでした。

	期限を過ぎた増額変更決定		左のうち既に徴収済みの額	
	件数	金額	件数	金額
国民健康保険	1,221	74,815,000	1,052	59,672,881
介護保険	309	3,550,889	298	3,431,498
計	1,530	78,365,889	1,350	63,104,379

この徴収済み保険料 1,350 件に係る実人数は、1,275 人となります。

この「2 年の期間制限」については、平成 2 6 年の国民健康保険法・介護保険法の改正により法令に明記され、平成 2 7 年度の保険料より適用とされたものですが、法改正以前においても、国の通知で「2 年の期間制限」の見解が市町村に対し示されていました。

また国民健康保険については、平成 2 7 年度に県保険指導課よりこの誤りについて指摘をされており、これを受けて平成 2 7 年度中に誤って増額変更した分の保険料は返還しておりますが、平成 2 6 年度以前のものについては対応していないことも判明しました。

## 2 今後の対応について

この誤った増額変更により保険料を過大に納付された方に対しては、今後速やかにお詫び文書をお送りし、過大に納付した分の保険料に年5%の利息を付して返還することとします。令和3年3月末時点まででこの利息額を試算しますと、計31,921,769円となります。

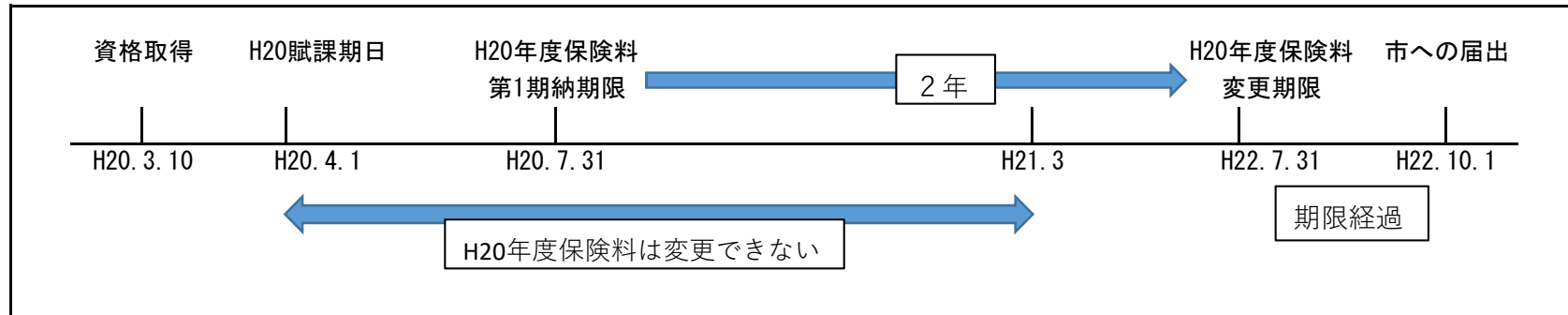
また同様に、減額変更についても期限を過ぎて行っていたものがありました（国民健康保険は4件200,900円、介護保険は14件345,620円）、これらにつきましては、被保険者の方の不利益とならないよう、市から返還は求めないこととします。

別紙2 例

○ 会社を退職し平成20年3月10日に国民健康保険の資格を取得。その旨を平成22年10月1日に市へ届け出た場合

① 正しい処理

平成20年度の第1期納期限H20. 7. 31の翌日から2年後のH22. 7. 31までであれば平成20年度保険料を賦課することができる。しかし届出はH22. 10. 1であり期限を過ぎているので、この場合は平成20年度保険料を賦課することはできない。



② 誤った処理

届出があったH22. 10. 1から2年遡り、平成20年度の保険料をH20. 10月からH21. 3月までの6か月分、月割で賦課していた。

